

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2017年(平成29年) March 3月号

平成28年的一般労働条件に関する相談状況について



黎明館 桜 (鹿児島市)

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成28年的一般労働条件に関する相談状況について	2
平成29年度労働基準監督官採用試験のお知らせ	2
高度専門職・継続雇用の高齢者に関する	
無期転換ルールの特例について	3～4
第三次産業における	
労働災害防止対策の推進について（通達）	5～7
労務管理あれこれ	
～営業職に完全歩合制を適用したが一定の保障が必要か～	8
“技術革新と統括体制の健康経営”	
コミュニケーションの向上による労働意欲の向上	9

さくらじま

最近、ある方と懇談させていた
だいた際、アメリカのベンチャー
企業が自動運転機能を持つ電気自

動車を開発し実用化が進んでいると教わりました。そういえば、少し前、自動運転中の事故の責任について責任要件をめぐる議論を何かで見た覚えがあります。海外の土木現場でも、重機の自動運転化などのAI・コンストラクションが実用化されている話を聞いたことがありますので、そこまで自動化の波は来ているのかもしれません。しかし、自動化が進めば、人間が犯すミスによる事故も大幅に減るのだろうかと思いました。自動化はシステムで制御しますが、昔、目にしたソフトウェアテストの世界的な名著には、プログラムのバ

平成29年度における

新規高等学校卒業者の求人受付開始が変わります！	10
平成29年業種別死傷災害発生状況（1月末）	10
平成29年度	
技能講習・安全衛生教育パンフレット好評配布中！	11
無効な技能講習修了証の回収にご協力下さい	11
保健師からお届け クローバーたより	
～体温アップで免疫力アップ!!	12
平成29年度技能講習・安全衛生教育のご案内	13～17
平成29年4月の講習開催のご案内	18

グを完全になくすことは出来ない、と書かれていました。昨年はアメリカでオートパイロット中の死亡事故もあったようですし、自動化されても無事故化は簡単にはいかないかもしれません。これを労働災害に置き換えてみると、プログラムのバグ同様、労働災害は「起きない」と考えるのではなく、「起こりえる」という前提に立って、KY活動やリスクアセスメント等に取り組むことが重要です。鹿児島県では、昨年、労働災害が急増しましたが、内容をみると、本当に些細な手間を惜しんだり、油断や、基本的な教育が不十分で起きたものが多く、残念なりません。全ての職場で働く人が、夕方、無事に家族の元に帰れるよう、労働災害防止の取組みがさらに進むことを願ってやみません。

平成28年の一般労働条件に関する相談状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局及び管内の労働基準監督署において受け付けた平成28年的一般労働条件に関する労働相談の件数は、9,447件で、昨年と比較すると410件（4.2%）の減少となりました。

相談内容を昨年と比較すると、7項目中5項目で減少する中、労働契約に関する事項が3件増加の1,460件、時間外・休日労働に関する項目が368件増加の1,956件となっています。

時間外又は休日に労働を行わせる場合は、書面による労使協定（36協定）を締結し、事前に所轄労働基準監督署への届出が必要です。また、36協定締結の際は、「時間外労働の限度に関する基準」に適合することが必要です。さらに、実際に時間外・休日労働を行わせる場合には、平成29年1月20日で策定された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（厚生労働省ホームページ掲載 <http://www.mhlw.go.jp>）に基づき、その時間を適正に把握していただ

くようお願いします。

時間外・休日労働時間数が1カ月当たり100時間又は2～6カ月を平均して1カ月当たり80時間を超える場合は、長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な

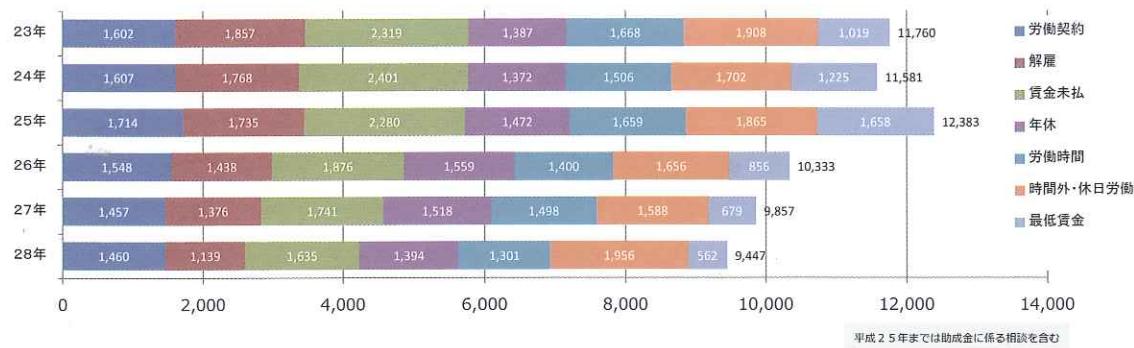
要因と考えられ、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的所見も得られ、過重労働による健康障害を発生させるおそれがあります。

過重労働による健康障害を防止する観点から、時間外労働・休日労働の削減に努めていただくようお願いします。

また、その他の項目についても減少したとはいえ、6,031件もの相談が寄せられていることから労働基準法等の規定を確認し遵守していただくようお願いします。

労働相談は、一般労働条件のほか職場の安全・衛生、労災保険等の相談もお受けしております。労務管理上の疑問等がありましたら、お近くの労働基準監督署や鹿児島労働局労働基準部各課・室までお気軽にご相談ください。また、厚生労働省ポータルサイト「確かめよう 労働条件」や当局ホームページ内に「よくあるご質問」コーナー等がありますのでご利用ください。

鹿児島労働局管内の一般労働条件に係る労働相談件数



平成29年度 労働基準監督官採用試験のお知らせ

鹿児島労働局総務課

受験資格

- 昭和62年4月2日～平成8年4月1日生まれの者
- 平成8年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - 大学を卒業した者及び平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度

大学卒業程度

インターネット受付期間

平成29年3月31日(金)9:00～4月12日(水) 受信有効

インターネット申込専用アドレス

[<http://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html>]

原則として、インターネット申込みをご利用ください。

インターネット申込みができない場合は、鹿児島労働局総務部総務課人事係及び県下労働基準監督署において、受験申込書及び受験案内を配付します。

郵送又は持参の受付期間は、平成29年3月31日(金)～4月3日(月)です。(4月3日(月)までの通信日付印有効。郵送又は持参の受付期間が短いので注意してください。)

試験日 第1次試験日 平成29年6月11日(日)

第2次試験日 平成29年7月12日(水)～7月14日(金)

第1次試験合格通知書で指定する日時

第1次試験合格者発表日 平成29年7月4日(火) 午前9時

最終合格者発表日 平成29年8月23日(水) 午前9時

試験の区分及び採用予定数

労働基準監督A(法文系) 約170名

労働基準監督B(理工系) 約40名

申込先(郵送又は持参)

第1次試験地が鹿児島市の場合、鹿児島労働局総務部総務課人事係(〒892-8535鹿児島市山下町13-21)

※ 第1次試験地が鹿児島市以外の場合は、希望する第1次試験地の労働局へ提出して下さい。

問合先 鹿児島労働局総務部総務課人事係

(電話099-223-8275)



高度専門職・継続雇用の高齢者に関する 無期転換ルールの特例について

鹿児島労働局雇用環境・均等室

先月号には、平成30年4月以降に多くの非正規労働者に適用される「無期転換ルール」について掲載しました。今月号は無期転換ルールの特例について掲載します。

1 有期特措法とは

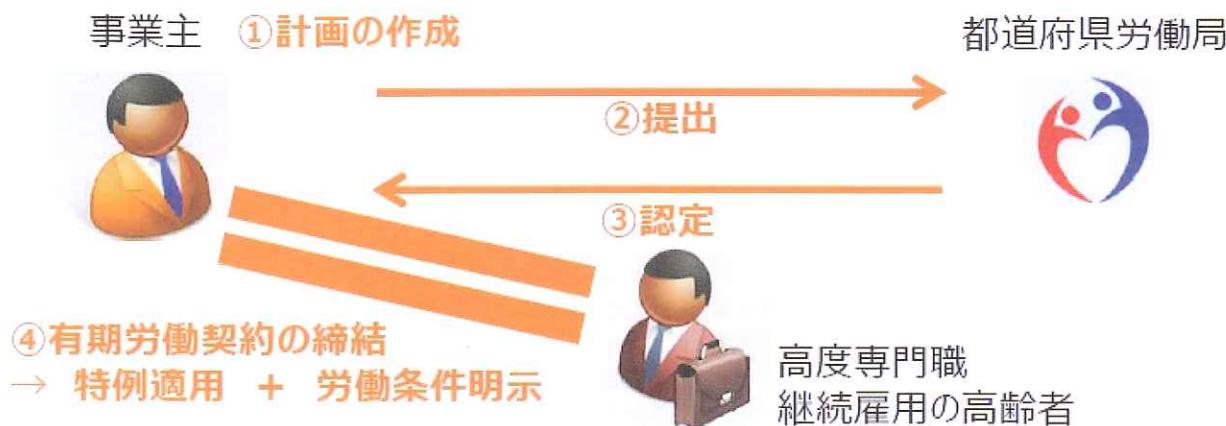
無期転換ルールの特例は、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（平成26年法律第137号。以下「有期特措法」といいます。）に定められており、雇用の安定性が損なわれるおそれの少ない有期契約労働者について、その能力を十分有効に發揮できるようするため、

- ・専門的知識等を有する有期雇用労働者（高度専門職）
- ・定年に達した後引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）

について、その特性に応じた雇用管理に関する措置が講じられた場合に、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用されるものです。

特例の適用を受けるためには、対象労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画を作成し、本社・本店の所在地を管轄する都道府県労働局長に認定の申請を行う必要があります。

2 有期特措法の基本的な仕組み



1. 無期転換ルールの特例の適用を希望する事業主は、特例の対象労働者に関して、能力が有効に發揮されるような雇用管理に関する措置についての計画を作成します。

2. 事業主は、作成した計画を、申請書に添付して本社・本店を管轄する労働局に提出します。申請書は正副2部を提出してください。なお、これは労働基準監督署経由で申請することもできます。

3. 労働局は、事業主から申請された計画が適切であれば、認定を行います。

4. 認定を受けた事業に雇用される特例の対象労働者について、無期転換ルールに関する特例が適用されます。

(注) 有期労働契約の締結・更新の際に、無期転換ルールに関する特例が適用されていることを対象労働者に明示する必要があります。

3 申請後の留意事項

● 申請後は、労働局において審査のうえ、認定を行います。

審査ののち、認定通知書または不認定通知書を交付します。

審査の際、申請書の記載内容に疑義がある場合や、添付書類に不備がある場合には、労働局から問い合わせことがあります。

● 審査が終了した後、認定通知書を交付します。

認定通知書の交付は、原則として申請した労働局で行います。労働基準監督署経由で申請した場合は、労働基準監督署で交付します。受領の際には、認印を持参してください。

なお、事業所が遠隔地に所在する等の場合には、郵送での交付も行いますので、希望する場合には、申請時にお申し出ください。

社会保険労務士が事務代行を行う場合でも、認定通知書は申請者に交付いたしますので、社会保険労務士が事業主に代わって認定通知書を受けすることはできません。

● 認定された計画に変更が生じた場合には、計画の変更申請を行ってください。

- ・プロジェクトの内容や主な事業場に変更が生じた場合（高度専門職）
- ・プロジェクトの開始の日または完了の日に変更が生じた場合（高度専門職）
- ・プロジェクトに必要となる専門的知識等に変更が生じた場合（高度専門職）
- ・申請書で✓を付した雇用管理に関する措置を行わなくなつた場合（高度専門職・継続雇用の高齢者）
- ・申請書において高齢者雇用確保措置の✓の箇所を変更すべき場合（継続雇用の高齢者）

● 報告の徴収や助言・指導、認定の取り消しを行ふことがあります。

労働局長は、特例に関する認定を受けた事業主に対し、認定に当たって提出した計画に記載された事項の実施状況について報告を求めることができます（有期特措法第11条及び第13条等）。そのため、特例の対象労働者から求めがあった場合等において、労働局は計画の実施状況について確認を行うことがあります。

また、労働局長は、認定を受けた事業主に対し、認定された計画に記載された措置の的確な実施に必要な指導と助言を行うことができるとされています（有期特措法第10条及び第13条等）。

さらに、認定された計画が不適当なものとなった場合に、労働局長はその認定を取り消すことができるとされています（有期特措法第5条第2項、第7条第2項及び第13条等）。

このため、措置の適切な実施のための指導と助言に従わない場合、認定を取り消すことがあります。

4 資料など

詳細については、厚生労働省ホームページに「高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について」パンフレット（237KB pdf）があります。また、鹿児島労働局ホームページにも資料等をまとめたページ「無期転換ルールの特例について」がありますので、参考にしてください。



第12次労働災害防止計画の最終年度に向けた 第三次産業における労働災害防止対策の推進について ～「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施～

(公社)鹿児島県労働基準協会

平成29年1月30日付け鹿児島労働局長より当協会長あて第12次労働災害防止計画の最終年度に向けた第三次産業における労働災害防止対策の推進について別紙のとおり協力要請がありました。

事業場におかれましては、働く人に安全で安心な店舗・施設づくりの推進をお願い致します。

(別紙)

鹿労発基0130第3号

平成29年1月30日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
代表者 殿

鹿児島労働局長

第12次労働災害防止計画の最終年度に向けた 第三次産業における労働災害防止対策の推進について（協力要請） ～「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施～

日頃より労働行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、鹿児島県内の労働災害の発生状況は、近年、第三次産業における労働災害の占める割合が年々増加をみており、このため、平成25年度から平成29年度を計画期間とする第12次労働災害防止計画において、第三次産業の中で労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設及び飲食店を重点業種として設定し、平成29年の休業4日以上の労働災害件数を平成24年に比してそれぞれ、20%、10%、20%以上減少させることを目標として取組んでいるところですが、平成28年12月末現在の速報値を見ますと、それぞれ13.1%、33.6%、17.3%増加しており、目標の達成は、今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況となっています。

これらの業種の労働災害発生状況を詳細に分析しますと、複数の店舗、施設を展開する企業・法人傘下の事業場での災害も多く見られており、また、店舗や施設の安全衛生の取組を見ると安全衛生担当者が配置されていないなど体制が脆弱であることから、今後、労働災害防止の取組みを推進していくためには、本社・本部主導による企業・法人全体の取組として水平展開されることが不可欠であると考えられます。

このため、厚生労働省及び当局では、中央労働災害防止協会とともに、第12次労働災害防止計画の最終年度に向け、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を主唱し、経営トップの参画の下、本社・本部主導による自主的安全衛生活動の推進を県下に広く呼びかけることといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、当該推進運動にご了知いただくとともに、趣旨をご理解の上、関係者への周知等について特段のご配慮を頂きますよう、お願いします。

なお、厚生労働省ホームページに「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>を開設し、労働災害統計、取組事例、各種セミナー等の情報を掲載していますので、併せてご活用ください。

【問い合わせ先】 鹿児島労働局労働基準部健康安全課

鹿児島市山下町13番21号鹿児島合同庁舎

TEL 099-223-8279 Fax 099-226-7772

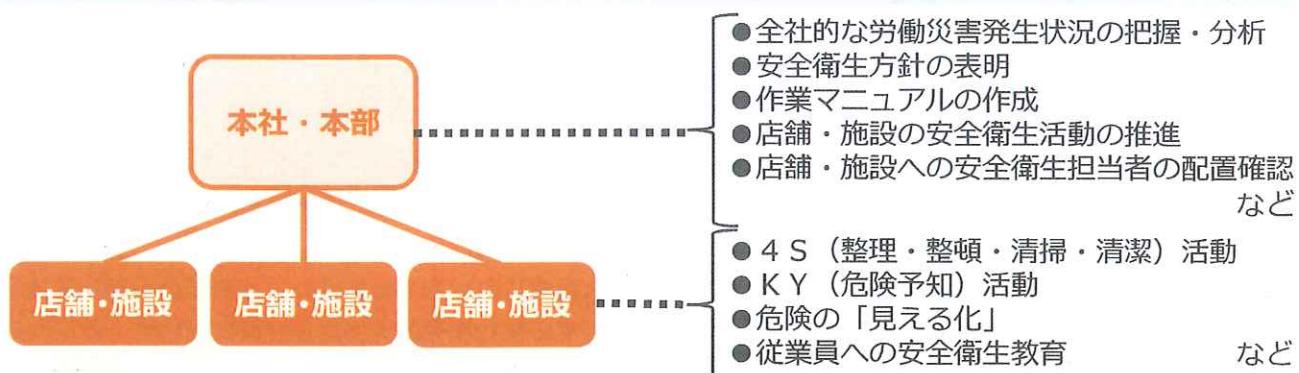
働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて～

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るために、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストI・II」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要です**。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参考ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上の死傷労働災害件数(11月末現在速報値)、点線は第12次労働災害防止計画における目標値

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H28.12)

チェックリスト I 本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を括げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		□
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	□
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえ、安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	□
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	□
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行なうとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	-
①	4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小さな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	□
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	□
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	□
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	□
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	□
⑥	店長・施設長・安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	□
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	□
⑧	転倒防止に有効な靴、切削防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用的の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	□
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	□
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	□
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	□
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	□
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	□
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	□
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	□
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	□
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	□
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	□

チェックリスト II 店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目

チェック項目		□
1	4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小さな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	□
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知・教育していますか。	□
3	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	□
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	□
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	□
6	店長・施設長・安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	□
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	□
8	転倒防止に有効な靴、切削防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用的の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用等を行っていますか。	□
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	□
10	腰痛・転倒予防体操を勵行していますか。	□
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	□

主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4S活動 = 災害の原因を取り除く

◆「4S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことです、これらを日常的な活動として行なうのが「4S活動」です。

◆4S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。

◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようになります。

◆荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の優先である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下の通り定め、経営者、従業員一丸となって労働災害の防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 分かりのコミュニケーションにより、情報の発信に適切合理的な対応を取れる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生担当に必要な4つ以上の教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名
株式会社○○スーパー・マーケット
代表取締役 安全太郎
(印字用名前)

③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ KYとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合って「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



④ 危険の「見える化」= 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（=見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 墓落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっていれば、そこでは特に慎重に行動することができます。

⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知つれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆ 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらお、みんなで安全について話したりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる項目における安全推進者の設置等に係るガイドライン)

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担われます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.hilw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちら
ご覧ください

●安全・衛生に関する主な制度・施設紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧
安全・衛生 検索
安全 パンフレット 検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧いただか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

平成28年労働災害発生状況 (12月末速報)

鹿児島労働局

労働災害発生状況

平成28年労働災害による被災者数

- 死者数：19人（前年同期より2人・11.8%増加）
- 死傷者数：1780人（前年同期より199人・12.6%増加）
- ① 労働災害は、大幅に増加
- ② 転倒災害と墜落・転落災害で、全体の約5割を占める
- ③ 死亡災害は、林業（5人）、小売業（4人）、建設業（3人）、製造業（2人）、陸上貨物運送事業（2人）、畜産・水産業（1人）、その他（2人）で発生

業種別死傷者数

(出所：労働者死傷病害報告12月末速報)

業種	平成27年	平成28年	災害増減率
製造業	288人	346人	+21.1%
建設業	272人	279人	+2.6%
第三次産業	652人	768人	+17.8%
小売業	145人	164人	+13.1%
社会福祉施設	113人	151人	+33.6%
飲食店	52人	61人	+17.3%
陸上貨物運送事業	168人	170人	+1.2%
林業	47人	50人	+6.4%

第12次労働災害防止対策の概要

労働災害件数減少重点業種

第三次産業対策

- 【目標】 小売業 死傷者数を20%以上減少
- 社会福祉 死傷者数を10%以上減少
- 飲食店 死傷者数を20%以上減少

○小売業の大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識を向上

○小売業のバックヤードを中心として作業場を安全化・介護施設における腰痛・転倒防止対策を推進

陸上貨物運送事業対策

- 【目標】 死傷者数を10%以上減少

○荷役作業中の労働災害防止を徹底

重篤災害件数減少重点業種

建設業対策

- 【目標】 死亡者数を半減

○足場、はしご、屋根等様々な場所からの墜落・転落災害対策を推進

○関係負人まで安全衛生経費が確実に渡るよう発注者に要請

○解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止を徹底

製造業対策

- 【目標】 死亡者数を半減

○機械設備の本質安全性（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止

林業対策

- 【目標】 死亡者数を半減

○かきり木処理を含めた伐木作業による災害防止の徹底

○車両系林業機械による災害を防止

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

営業職に完全歩合制を適用したが一定の保障が必要か

(Q) 当社では、新しい事業所を設けるに当たり、職員を募集する予定であります。

新たに採用する営業職については、賃金を完全歩合制とすることを考えているのですが、ある人から、歩合給とする場合は一定の保障を行なうことが義務づけられているため、完全歩合制を探ることはできないという話を聞きました。

そこで、このような規制があるのか否か、また、あるとすれば、どの程度の保障を行なえばよいのかの2点についてご教示下さい。

業績ゼロの場合でも一定額の保障が必要

(A) 労働基準法第27条は、「出来高払制その他請負制で使用する労働者については、使用者は、労働時間に応じ一定額の賃金を保障しなければならない」と定めています。

これは、請負制が労働の結果や成果により賃金額を特定する制度であることから、結果によって、ときに極度に低い賃金額となってしまうことがあります。労働者保護の観点から、労働時間に応じた一定額の保障給を支払うことを義務づけたものです。

ここにいう請負制とは、労働の結果や成果によって賃率が決められるもので、いわゆる歩合制などもこれに該当すると考えられます。

したがって、御社が、新しく採用する営業職の賃金を歩合給とする場合には、たとえその成果が少なくとも（ゼロであっても）、当該労働者に対してそれぞれの働いた時間に応じ、一定額の賃金の支払いを行うことを保障しなければなりません。

次に、保障給の額についてですが、これは労働時間に

応じた一定額でなければなりません。そのため、保障給は、1時間当たりいくらという時間給を原則とするものですが、週、月などの一定期間でいくらという保障給を定めることも可能です。

この場合には、保障給について基準となる労働時間数（通常は一定期間における所定労働時間数と一致）を決め、労働者が実際に労働した時間が基準の時間数を超えたときには超えた時間数に応じて保障給が増額する形を探る必要があります。

保障給の額については、労働者の最低生活を保障する観点から、常に通常の実収賃金とあまり隔たらない程度の収入が保障されるように保障給の額を定めるべきであるとされています。（昭22・9・13 発基第17号、昭63・3・14 基発第150号・婦発第四七号）。

一般的な目安としては、使用者の事由による休業手当が、平均賃金の6割以上の支払いを要求されていることから、保障給の額は、少なくとも平均賃金の6割程度とすることが妥当であると解されています。

なお、実際に労働している以上、労働者は最低賃金法により賃金の最低額を保障されていますので、実際に支払った賃金が、最低賃金額を下回ることは許されません。

ご質問から、御社が営業職に歩合給を適用する方法として、①一部歩合制（固定給+歩合給）②完全歩合制が考えられます。

①では、その月の歩合給の額と固定給の額とを合わせた額が保障給の額に達しないときには、その差額を支払うものとしなければなりません。

②について、営業成績がゼロである場合には保障給の全額を、ある程度の成果があってもそれによる賃金額が保障給を下回る場合にはその差額を支払うことが必要です。

①、②のいずれも、営業成績に基づく賃金額が、保障給の額以上である場合は、追加で支払う必要はありません。

“技術革新と統括体制の健康経営”コミュニケーションによる労働意欲の向上

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 德永龍子
(鹿児島純心女子大学名誉教授)

■日産自動車を2000年1年間でV字回復させたカルロス・ゴーン社長が、三菱自動車会長に就任した。

■彼は、28歳で30年前仏タイヤメーカーのブラジル法人社長になった。その経営で2つの事をなした。1つは、類似製造法。半年間、工場内やゴム農園を見て回り、労働者と話し合い多様な農業機械用タイヤに集中し同じ製造ラインで生産する技術革新をした。継続して利益を生むために、2つのゴム園にゴムの木や降雨が増える木々を育て、従業員らが「ゴーン・ガーデン」と呼ぶ景観と社内的一体感を育て上げた。2つ目は、最先端の企業財務の考え方と実務を取り入れ統括体制にした。そして3年で会社を急回復させた。その手法は継続的・計画的で、経済・技術・人的に企業運営をする経営の実践である。

■1999年に彼は、日産自動車とルノーの提携執行責任者となる。彼は日産に溶け込むため千人以上の人と直接話をし、日産の将来について意見を交わした。日産が成功の提携事例となり得たのは、ルノーのフランス人と日産との双方向の人事交流と技術革新。異質の人間同士が日産の100人の社員が作成した数値目標「2年で20%コスト削減計画」に向け心一つに士気を上げ積極的に働き、目標を1年で達成した。達成後は、工場・社員数も増やし、2016年の販売台数は560万台16年前の2.3倍規模である。

■2002年には、中国副首相から直談判され国営の東風と合弁会社となる。東風の生産設備、部品調達網をテコに日産の経験と蓄積を役立て、中国での生産事業を飛躍的に拡大し販売台数成長に貢献した。

■今度は三菱自動車。2016年彼は「変革できるのは三菱自動車内部の人々。私は、成長へのプロセスや人材など必要なサポートを提供し統括体制を徹底させる」。それを受け年末臨時株主総会で3項目を承認した。経営は、社長と取締役40人を15人へ減員し行う。経営陣の報酬総額の上限を約3倍にし、業績を上げるテコとして業績連動型報酬制度を取り入れる。2017年から4組織に再編する。商品開発、品質管理、商品戦略、購買収支管理の組

織に経営の主導権を委譲して、消費者目線で丁寧且つ迅速に決定し将来に突き進む一体感を生み出す。三菱の販売台数は100万台規模で安定しており成長を期待している。

■以上の手法に共通するのは、第1段階はコミュニケーションによる労働意欲の向上。第2段階は、企業を超えてつながり生産性を高める技術革新（イノベーション）である。技術革新が生まれる第1歩は「新しいアイデア・知と知の新結合（New Combination）」とジョゼフ・シュンペーターは提唱した。知は人が持っている。ゴーン氏の手法は、企業に多様な人を取り込んで新しい「知の探索」を試みる。視点は徹底したコスト削減。この視点は、いずれの事例でも両社の利益になった。生産性向上・企業ブランド向上による企業価値向上と持続的成長。また、ゴーン氏は残業せず、家族大事するという。

■この様なメリットは、長時間労働対策、メンタルヘルス対策、ワークライフバランスの健康経営にもつながる。過労自殺が問題化してから新聞、テレビ等で業務改善、無駄な残業を無くして定時退社を促す取組みの先進事例が数多く紹介される。残業ゼロでも一律支給や仕事が終われば早期退社可能など。長時間労働が全国平均より多い鹿児島県でも積極的な取組みが期待されている。日産の方法は、Plan社員一致で分かり易い中長期目標の数値化、Do労使一体での実施、Check振り返りと改善、Action企業の成果評価結果で従業員にペアと人事制度で報いた。次々のPDCAサイクルの推進が会社の成長になった。貴社の取組み段階は。ビジョンや数値目標は。社員への浸透方法は。金銭的・経営的・社会的に業績を上げるテコは。労使一体で業績アップの成長戦略を実践する、今その時ではないでしょうか。

参考文献

ゴーン氏自著「ルネッサンスー再生への挑戦」。日経新聞
ゴーン氏自著「私の履歴書」他

平成29年度における新規高等学校卒業者の求人受付開始が変わります！

鹿児島労働局地方訓練受講者支援室

【平成30年3月卒業生用の求人申込書の受付開始】

◎高等学校卒業生対象 平成29年6月1日から（これまで6月20日から）

◎求人受理後の日程は

7月1日以降 企業へ受付済求人票の確認返却（学校へ訪問開始並びに文書募集の開始）

9月5日以降 学校から企業へ生徒の応募書類提出開始

9月16日以降 選考開始及び内定開始

※学生・生徒にとって、就職は、職業生活の第一歩を踏み出すことになる重要なものです。

事業主の皆様にとっても、貴重な県内雇用を希望する人材採用の重要な機会ですので、その年の採用計画については中長期的な人事計画等のもと、企業の人員構成、職場における要因の過不足の状態等を十分見極めた上で、募集・採用計画を決定し、早期の求人提出を行って頂きますようよろしくお願ひいたします。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成28年12月末現在】

県内有効求人倍率 1.12倍（前月比0.03P増）

全国平均有効求人倍率 1.43倍（前月比0.02P増）

県内正社員有効求人倍率 0.77倍（前年同月比0.14P増）

全国正社員有効求人倍率 0.99倍（前年同月比0.14P増）

※本県の雇用情勢は、有効求人倍率が8か月連続で1倍台となり、過去最高となりました。有効求人数が28か月連続で前年同月を上回るなど、依然として改善傾向にあります。産業によって求人の増減にばらつきがみられ、今後の求人・求職の動きに注意が必要と思われます。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

ハローワークでは雇用に関する各種助成金を取り扱っています。

【職場定着支援助成金】

雇用管理制度の導入等による雇用管理改善を行い、人材の定着・確保に取り組む事業主に対して助成を行っています。

また、介護事業主が介護労働者の身体的負担軽減となる介護福祉機器等を導入した場合や、保育・介護分野の人材不足解消のために、保育・介護事業主が雇用する全ての保育・介護労働者に適用される賃金制度整備を通じ、離職率低下に取り組んだ場合も助成の対象となります。

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8712）まで。

平成28年 業種別死傷災害発生状況（1月末速報）

鹿児島労働局

	平成28年		平成27年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1894	19	1675	17	219	2
1 製造業	370	2	308	2	62	
1 食料品製造業	225	1	190	1	35	
4 木材・木製品製造業	19		10		9	
9 窯業・土石製品製造業	15		20		-5	
11～12 金屬製品製造業	19		12	1	7	-1
13～15 機械・機具製造業	28		21		7	
上記以外の製造業	64	1	55		9	1
2 鉱業	6		3		3	
3 建設業	295	3	284	5	11	-2
1 上木工事業	123	2	104	3	19	-1
2 建築工事業	140	1	154	1	-14	
3 その他の建設業	32		26	1	6	-1
4 運輸・交通業	207	2	193	2	14	
1 鉄道・航空機業	8		8		0	
2 道路旅客運送業	26		15		11	
3 道路貨物運送業	172	2	169	2	3	
4 その他の運輸・交通業	1		1			
5 貨物取扱業	20		19	1	1	-1
1 陸上貨物取扱業	10		9	1	1	-1
2 港湾運送業	10		10			
6 農林業	94	5	88	3	6	2
1 農業	41		41			
2 林業	53	5	47	3	6	2
7 営業・水産業	83	1	95	2	-12	-1
8 商業	242	4	206	1	36	3
1 卸売業	32		28		4	
2 小売業	173	4	151	1	22	3
3 理美容業	2		3		-1	
4 その他の商業	35		24		11	
9 金融・広告業	23		15		8	
11 通信業	14		7		7	
12 教育・研究業	18		20		-2	
13 保健衛生業	271		204		67	
1 医療保健業	101		81		20	
2 社会福祉施設	166		116		50	
3 その他の保健衛生業	4		7		-3	
14 接客娯楽業	125		115		10	
1 旅館業	26		29		-3	
2 飲食店	64		55		9	
3 その他の接客娯楽業	35		31		4	
上記以外の事業	126	2	118	1	8	1
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	66	1	68	1	-2	
16 官公署	2		1		1	
17 その他の事業	58	1	49		9	1
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）	182	2	178	3	4	-1
第三次産業（8-17）	819	6	685	2	134	4

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

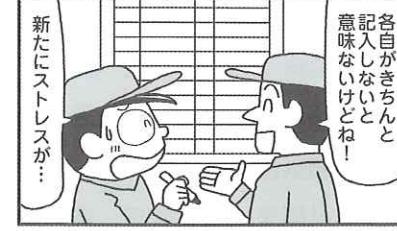
③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



ストレスを減らす職場の環境改善

[イラストレーター：ミヤヒビデタカ]



平成29年度技能講習・安全衛生教育パンフレット好評配布中!!

(公社) 鹿児島県労働基準協会

当協会の案内書「平成29年度技能講習・安全衛生教育のご案内」を作成して現在配布中です。

必要な方は下記のお問い合わせ先（本部事務局又は鹿児島教習所）へご連絡のうえ、お取り寄せください。又、各地区の支部にも常時置いてありますので、お近くの方は各支部へお立ち寄りください。

さらに、ホームページをご覧いただきますと案内書の閲覧ができ、各種講習等申込書のダウンロードもできます。
(URL <http://www.kakikyo.or.jp>)

● (公社) 鹿児島県労働基準協会本部・教習所・各支部のお問い合わせ先

施設・支部名	郵便番号	住 所	TEL	FAX
鹿児島県労働基準協会本部 事務局	892-8550	鹿児島市新屋敷町16-16	099-226-3621	099-226-3622
鹿児島教習所 講習実施会場	891-0132	鹿児島市七ツ島1-6-2	099-261-6298	099-261-6299
鹿児島支部	892-0838	鹿児島市新屋敷町16-16	099-226-7427	099-226-7429
川内支部	895-0063	薩摩川内市若葉町4-12	0996-25-1377	0996-25-1377
鹿屋支部	893-0064	鹿屋市西原4-14-22	0994-40-9055	0994-40-9056
加治木支部	899-5211	姶良市加治木町新富町102-2	0995-63-1030	0995-63-1030
加世田支部	897-0006	南さつま市加世田本町53-6	0993-58-2183	0993-58-2184
志布志支部	899-7103	志布志市志布志町志布志3225-3	099-472-4877	099-472-4833
大島支部	894-0026	奄美市名瀬港町15-1紳会館ビル5階	0997-53-5487	0997-53-6270
種子島支部	891-3101	西之表市西之表16388ゆうこうビル101号	0997-22-2736	0997-22-2731

**宮崎労働局より無効な技能講習修了証について
下記のとおり周知依頼がありましたのでお知らせします。**

(公社) 鹿児島県労働基準協会

事業主・労働者の皆様へ

平成29年1月
宮崎労働局

無効な技能講習修了証の回収にご協力ください。

加藤浩一郎事務所に係る登録教習機関の登録取消し

「加藤浩一郎事務所」（登録取消し：H29.1.17）が発行した小型移動式クレーン運転技能講習修了証及び玉掛け技能講習修了証について、そのすべてが法令で定められた講習（修了試験を含む。）の全部又は一部を行わずに発行されたものであることが明らかとなりました。

このため、当該機関が発行したすべての小型移動式クレーン運転技能講習修了証及び玉掛け技能講習修了証は無効となり、この無効な修了証を用いて、小型移動式クレーン運転や玉掛けの業務が行われた場合には、当該修了証の所持労働者のみならず、従事させた事業者も労働安全衛生法違反として処罰されることがあります。

つきましては、貴事業場（建設工事現場、構内の関係請負人を含む。）の労働者が所持する小型移動式クレーン運転技能講習修了証及び玉掛け技能講習修了証の発行機関を確認し、発行機関が「加藤浩一郎事務所」の場合は、該当労働者の小型移動式クレーン運転や玉掛け業務への就業を禁止し、宮崎労働局又は最寄りの労働基準監督署へ連絡してください。

また、当該機関が行った「特別教育」についても、法令に基づき適正に行われた教育であるという確認はできませんでした。

無効となる技能講習修了証

玉掛け技能講習修了証（すべて）

小型移動式クレーン運転技能講習修了証（すべて）

対象となる登録教習機関

名 称：加藤浩一郎（住所：大分県大分市花津留）

（登録取消し：平成29年1月17日）

事務所：加藤浩一郎事務所

（所在地：宮崎県東臼杵郡門川町）

連絡先又は回収先

宮崎労働局 TEL 0985-38-8835 FAX 0985-38-8830

宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階

宮崎労働基準監督署 TEL 0985-29-6000 FAX 0985-29-8761

延岡労働基準監督署 TEL 0982-34-3331 FAX 0982-34-0692

都城労働基準監督署 TEL 0986-23-0192 FAX 0986-23-0434

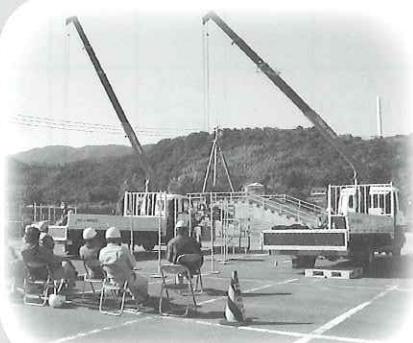
日南労働基準監督署 TEL 0987-23-5277 FAX 0987-23-4819

平成29年度

2017
年度版

労働安全衛生法に基づく 技能講習・安全衛生教育のご案内

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)



学科講習会場一部変更のお知らせ

教習所内での実技講習時の安全確保及び駐車場確保のため、一部講習を別会場で実施します。講習を受講される際は、本案内書やホームページ、受講票などをご確認のうえ、お間違えのないよう開催場所へお集まり下さい。(P30 参照)



鹿児島労働局長登録教習機関
公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16番16号

TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622

URL <http://www.kakikyo.or.jp>

鹿児島基準協会

検索

クリック



鹿児島教習所

〒891-0132 鹿児島市七ツ島1-6-2

TEL 099-261-6298 FAX 099-261-6299

平成29年度技能講習実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

月 講習名		平成29年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月
就業制限 (運転) 業務	車両系建設機械運転 (整地運搬積込み用及び掘削用)	10~14 3/13~17 教習所	15~19 4/17~21 教習所	5~9 5/8~12 教習所	24~28 6/26~30 教習所	28~9/1 7/31~8/4 教習所	25~29 8/28~9/1 教習所	23~27 9/25~29 教習所	27~12/1 10/30~11/2 教習所		22~26 12/11~15 教習所	19~23 1/22~26 教習所	
		17~21 3/13~15 鹿屋市 受付は 鹿屋支部		26~30 5/29~6/2 教習所	3~7 5/29~6/2 西之表市 受付は 種子島支部								
	小型移動式 クレーン運転		29 4/24~28 教習所			8 7/10~14 教習所	4 8/7~10 教習所		13 10/16~20 教習所			13 1/15~19 教習所	
		25~27 3/21~24 西之表市 受付は 種子島支部	29~31 4/24~28 教習所		18~20 6/19~23 教習所	7~9 7/10~14 教習所	4~6 7/31~8/4 霧島市 受付は 加治木支部	10~12 9/11~15 教習所	13~15 10/16~20 教習所		29~31 12/18~22 教習所		19~22 2/19~23 教習所
					10~12 6/5~9 薩摩川内市 受付は 川内支部		19~21 8/7~18 曾於市 受付は 志布志支部						
	床上操作式クレーン運転		8~10 4/10~14 教習所		3~5 6/5~9 教習所	21~23 7/24~28 教習所			6~8 10/10~13 教習所		9~11 11/27~12/1 教習所		5~7 2/5~9 教習所
		申込者多数の場合は、3日 日の実技を受付順に延長し て実施します。											
	高所作業車運転 (普通自動車運転免許所持者対象)	17~18 3/21~24 教習所	22~23 4/24~28 教習所		10~11 6/12~16 教習所	21~22 7/24~28 薩摩川内市 受付は 川内支部	19~20 8/21~25 教習所	30~31 10/2~6 教習所		11~12 11/13~17 教習所		26~27 1/29~2/2 教習所	
		申込者多数の場合は、2日 日の実技を受付順に延長し て実施します。											
	不整地運搬車運転			19~20 5/22~26 教習所				10~11 9/11~15 教習所			29~30 12/18~22 教習所		
就業制限 業務	フォークリフト運転 (普通自動車運転免許所持者対象)	3~7 3/6~10 教習所	8~12 4/10~14 教習所	12~16 5/15~19 教習所	3~7 6/5~9 教習所	21~25 7/24~28 教習所	4~8 8/7~10 教習所	2~6 9/4~8 教習所	6~10 10/10~13 教習所	4~8 11/6~10 教習所	15~19 12/4~8 教習所	5~9 1/9~12 教習所	5~9 2/5~9 教習所
				26~30 5/29~31 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	31~8/4 7/3~7 教習所								
	玉掛け	10~12 3/13~17 教習所	15~17 4/17~21 教習所	5~7 5/8~12 教習所	31~8/2 7/3~7 教習所	28~30 7/31~8/4 教習所	11~13 8/7~10 教習所	23~25 9/25~29 教習所	27~29 10/30~11/2 教習所	18~20 11/20~24 教習所	22~24 12/11~15 教習所	19~21 1/22~26 教習所	12~14 2/13~16 教習所
	ガス溶接	26~27 4/3~7 教習所										15~16 1/15~19 教習所	
下段の講習については各支部で行いますので、各支部へお申込み下さい。 (詳しくは11ページをご覧下さい)													
義島市 南九州市 曾於市 奄美市													
鹿児島市 薩摩川内市													

平成29年度作業主任者技能講習実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	平成29年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月
作業主任者選任	有機溶剤作業主任者			11~12 4/10~14 オロシティー			17~18 7/18~21 オロシティー			21~22 10/23~27 教習所			15~16 1/15~19 教習所	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者			24~26 4/24~28 教習所	21~23 5/22~26 教習所	12~14 6/12~16 教習所	23~25 7/24~28 教習所	27~29 8/28~9/1 教習所	18~20 9/19~22 教習所		13~15 11/13~17 教習所		28~3/2 1/29~2/2 教習所	
	石綿作業主任者					6~7 6/5~9 教習所					7~8 11/6~10 教習所			
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者				1~2 4/24~28 オロシティー				12~13 9/11~15 オロシティー			11~12 11/27~12/1 教習所		
	乾燥設備作業主任者							7~8 8/7~10 教習所					8~9 1/9~12 教習所	
	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者						3~4 7/3~7 教習所							

平成29年度移動式クレーン運転実技教習実施計画表

(注) 表中の上欄期日は教習日、中欄は受付日、下欄は教習実施会場です。

講習名		月	平成29年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月
教習	移動式クレーン運転実技 (5トン以上) [実技免除]	24~29 4/3~7 教習所			10~15 6/12~16 教習所			16~21 9/19~22 教習所		11~16 11/13~17 教習所		26~3/3 1/29~2/2 教習所		

講習案内は、毎月発行の機関誌「鹿児島労基」に随時掲載中



中經陸作威

平成29年度特別教育・その他安全衛生教育実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	平成29年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月	
特別教育	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬積込み用及び掘削用)					18~19 6/19~23 教習所			16~17 9/19~22 教習所					12~13 2/13~16 教習所	
	ローラー運転			1~2 4/3~7 教習所			17~18 7/18~21 教習所					9~10 11/27~12/1 教習所			
	巻上げ機の運転	20~21 3/21~24 教習所						25~26 8/28~9/1 教習所				13~14 1/15~19 教習所			
	研削といしの取替え等 (自由研削用)		1 4/3~7 教習所		24 6/26~30 教習所		11 8/7~10 教習所		21 10/23~27 教習所				19 2/19~23 教習所		
	アーク溶接等	17~19 3/21~24 教習所		19~21 5/22~26 教習所			19~21 8/21~25 教習所	30~11/1 10/2~6 教習所				15~17 12/4~8 教習所			
	クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満) <small>申込者多数の場合は、2日目の実技を受付順に延長して実施します。</small>	3~4 3/6~10 教習所		12~13 5/15~19 教習所		7~8 7/10~14 教習所		2~3 9/4~8 教習所		4~5 11/6~10 教習所		5~6 1/9~12 教習所			
	酸素欠乏・硫化水素危険作業	24 4/3~7 教習所													
	粉じん作業							12 8/7~10 教習所							
	低圧電気取扱作業		31~6/1 4/24~28 教習所			17~18 7/18~21 教習所						18~19 12/4~8 教習所			
養成講習	安全衛生推進者			15~16 5/15~19 教習所					16~17 10/16~20 教習所				15~16 2/13~16 教習所		
	衛生推進者		2 4/3~7 オロシティー			25 7/24~28 オロシティー				22 11/20~24 オロシティー					
準備講習	第一種衛生管理者試験			20~22 5/22~26 オロシティー											
	第二種衛生管理者試験			12~13 5/15~19 オロシティー											
危険再認識教育	高所作業車														
その他の教育	職長教育		22~23 4/24~28 教習所		20~21 6/19~23 教習所		14~15 8/7~10 教習所			18~19 11/20~24 教習所			22~23 2/19~23 教習所		
	安全管理者選任時研修		15~16 4/17~21 オロシティー			9~10 7/10~14 オロシティー						1~2 12/18~22 教習所			
	ゼロ災害運動危険予知活動トレーナー研修会						28~29 鹿児島市								
	職場リーダー向けリスクアセスメント研修									17 鹿児島市					

希望者が集まり次第随時実施します

平成29年度 中央労働災害防止協会(中災防)の各種研修会のご案内

中央労働災害防止協会（中災防）は、事業主の自主的な労働災害防止活動の促進を通じて、安全衛生の向上を図ることを目的に、労働災害防止団体法に基づき設立された団体です。

中災防は、職場のリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）、ゼロ災運動、心とからだの健康づくりなどを「人材の育成」、「専門技術を駆使した技術サポート」、「最新かつ確かな情報の発信」の三つの側面から総合的にサポートいたします。

職場の安全衛生活動を支える管理・監督者、そして安全衛生スタッフを養成することは、事業場の安全衛生水準の向上に不可欠です。

当労働基準協会は、中災防の行う研修会に協力し事業場のニーズに対応した安全衛生教育を推進します。

中小規模事業場の自主的な安全衛生活動を支援するための研修会割引制度(平成28年度実績)

次の要件にすべてあてはまる事業場に対して研修会の料金の一部を割引料金で受講できます。

- ①労災保険適用事業場
- ②常時使用する労働者数が300人未満であること。
- ③労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し(労働基準監督署の受付印があるもの)を提出できること。

問合せ先

中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター
〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14
TEL : 092-437-1664 FAX : 092-437-1669

■ ゼロ災運動 KYTトレーナー研修

対象 生産(作業)ラインの管理・監督者、安全衛生担当者等

内容 危険予知訓練活用技法(実技)

KYT基礎4R法、ワンポイントKYT、自問自答カード1人KYT、問題解決4R法などを役割演技、金魚鉢方式によって体験学習

料金 22,630円(会員) 24,690円(一般)

(予定) 13,580円(中小・会員) 14,810円(中小・一般)

日程 平成29年9月28日(木)～9月29日(金)

**2日研修
定員78名**

ゼロ災運動は、「一人ひとり
カケガエノナイひと」この人間
尊重の理念が、出発点です。

KY活動、指差呼称、4Sなど
の普及・定着を進めていきます。

■ 職場リーダー向け リスクアセスメント研修

対象 現場の監督者、職場リーダー、作業者などのリスクアセスメント実施者

内容 リスクアセスメントの実際のやり方を習得するための、講義時間を短縮し、演習を中心に学びます。

料金 25,710円(会員) 30,860円(一般)

(予定) 15,430円(中小・会員) 18,520円(中小・一般)

日程 平成29年11月17日(金)

**1日研修
定員50名**

継続的に安全衛生管理を進めて
いく労働安全衛生マネジメントの
導入・運用が産業界では求められ
ています。

鹿児島県内の事業場の安全衛生
管理のレベルアップが願いです。

※研修間近になりましたら、(公社)鹿児島県労働基準協会ホームページ及び会報紙にてご案内致します。

平成29年4月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名		講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技能講習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 4/3~4/7	3/6~3/10	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 4/3~4/4		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 4/10~4/14	3/13~3/17	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
		【科目免除者】 4/10~4/11		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
教習	玉掛け	4/10~4/12	3/13~3/17	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	4/17~4/18	3/21~3/24	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
				会員 9,004円 一般 9,504円	
	ガス溶接	4/26~4/27	4/3~4/7	会員 9,004円 一般 9,504円	
特別教育	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	4/24~4/29	4/3~4/7	【全科目者】 会員 89,720円 一般 90,720円 【学科免除者】 79,920円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっています。)
	クレーン運転	4/3~4/4	3/6~3/10	会員 16,770円 一般 20,010円	
	アーク溶接等	4/17~4/19	3/21~3/24	会員 18,360円 一般 21,600円	
	巻き上げ機の運転	4/20~4/21	3/21~3/24	会員 15,340円 一般 18,580円	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業	4/24	4/3~4/7	会員 8,856円 一般 9,936円	※作業主任者技能講習は5月に実施です。
	研削といしの取替え等 (自由研削用)	5/1	4/3~4/7	会員 10,908円 一般 11,988円	
	ローラー運転	5/1~5/2	4/3~4/7	会員 16,820円 一般 20,060円	
その他	衛生推進者	5/2	4/3~4/7	会員 8,140円 一般 8,640円	※会場がオロシティーホールとなります。

鹿屋地区での講習会のお知らせ

問い合わせ先：鹿屋支部
TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

講習名		講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技能講習	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 4/17~4/21	3/13~3/15	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
				【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者

種子島地区での講習会のお知らせ

問い合わせ先：種子島支部
TEL0997-22-2736 FAX0997-22-2731

講習名		講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技能講習	小型移動式クレーン運転	4/25~4/27	3/21~3/24	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。

2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。